

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第65回) 議事次第

令和8年6月30日(火)
10:00～12:00
永田町合同庁舎104会議室

(議 事)

1. 開会

2. 令和8年度の評価について

- ・ 特例措置番号836
職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
- ・ 特例措置番号1014
特定法人による農地取得事業

3. その他

4. 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和8年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧
資料2-1 特例措置番号836の関連資料
資料2-2 特例措置番号1014の関連資料
資料3 構造改革特別区域基本方針の改正について

参考資料1 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会委員名簿

参考資料2 構造改革特別区域基本方針(評価・調査委員会関連部分抜粋)

令和8年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第68回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期
文部科学省	836	職業能力開発短期大学 校の修了者の大学編入 学事業	法律	職業能力開発短期大学校に おける高度職業訓練であり長 期間の訓練課程を修了した者 で、特区内の特定の大学が当 該大学に編入学することがで きる者と同等以上の学力があ ると認めるものは、当該大学 へ編入学することができる。	5件	初評価	令和8年度
農林水産省	1014	特定法人による農地取 得事業	法律	農地所有適格法人以外の法 人も農地等の所有権を取得す ることを可能とする。 (要件を満たす場合は、農業 委員会は農地法第3条第1項 の許可をすることができる。)	1件	初評価	令和8年度

特例措置番号836の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 関係府省庁説明資料 2
- ③ **調査票案【審議事項】** 10
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1 26
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 27
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 31

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

根拠法 ▶ 構造改革特別区域法 第14条

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省

これまで

職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。
関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項

取り巻く環境の変化

大学と職業能力開発短期大学校が連携して、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成や、リカレント教育の促進などが求められている。

構造改革特区の活用

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

主な要件

- ① 訓練期間が2年以上であること。
- ② 職業能力開発短期大学校の職業訓練指導員数や建物面積が、専攻科ごとの収容定員などに基づき定められた基準を満たすものであること。
- ③ 45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、訓練の特性や実施方法等を踏まえた単位換算がされていること。
- ④ 特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について第三者評価を行い、結果を公表すること。

認定
計画数

5 件（累計）

5 件（令和7年3月末現在）

活用自治体

熊本県、長野県、山形県、神奈川県、大分県

実際の取組事例

熊本県

熊本県高度人材育成・確保特区（令和5年1月認定）

熊本県では、世界的な半導体不足を背景に、世界有数の半導体企業の製造工場建設が進んでおり、約1,700人の先端技術に通じた人材の雇用が見込まれる一方、人材の育成と確保が課題とされていることから、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入学を実現し、実践力を併せ持つ半導体技術に精通した高度人材の育成を促進することで、地域産業の高度化、ひいては国内半導体産業の発展への貢献を図る。



職業能力開発短期大学校の修了者の 大学編入学事業（836）について

令和8年 6月30日

文部科学省 高等教育局大学振興課

1. 規制の内容

- 学校教育法上、**大学の修業年限が4年が原則**とされている（法第87条第1項）。**修業年限とは、一般に「学校の一定の教育の課程を修了するのに必要な年限」**であり、修業年限の期間大学に在学して履修していなければ、卒業できないという法的効果が生じることとなる。
- 「編入学」とは、**異なる学校種で履修した教育課程の一部を、入学後の大学で履修したものとみなすとともに、入学後の大学の修業年限を短縮**することである。
- 大学は、修業年限（4年）の定めに従って教育課程を4年間に割り振ることとなるが、編入学者は、入学前の学校種で履修した教育課程の一部を当該大学で履修したものとみなされることにより、**4年間にわたって割り振られた教育課程のうち履修したものとみなされた課程の年数分、修業年限を短縮して卒業することが可能**となる。
- 現行法において、大学への編入学は、短期大学及び高等専門学校卒業生並びに文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校特定専門課程及び高等学校専攻科の修了生※に認められている。
※ その他、国立工業教員養成所（S44年廃止）、国立養護教諭養成所（S55年廃止）卒業生も大学編入学資格あり。

2. 編入学元の学校種を限定することの考え方

- 大学への編入学の機会を、1. の規制の内容の趣旨を踏まえ、広く一般の教育施設に開かれているものではなく、**大学について学校教育法以下の法令が制度的に担保している教育の質や、その体系的かつ組織的な教育を踏まえ、それに接続させる観点から、学校教育又はそれに準じた形で高等教育段階の教育を実施する教育施設のうち、一定の制度的強度を有するものを修了した者に限定して認めること**としている。
- 具体的には、**短期大学については学校教育法上の大学であること、高等専門学校については大学と同様に高等教育段階の学校教育を行うものであるとともに、いずれも、文部科学大臣の認可を受けて設置され、定期的に認証評価を受ける義務があるものであり、十分な制度的強度を有することから、それぞれの卒業生は、特段の要件なく、編入学が認められている。**
- 他方、高等学校専攻科及び専修学校特定専門課程については、**学校教育法上当然に大学に準じる程度の制度的強度を有していないことから、これらのうち一定の要件を満たすものを卒業した者についてのみ大学への編入学が認められている。**

	編入学の要件
短期大学	—
高等専門学校	—
専修学校特定専門課程	①大学の入学資格を有する者であること、②修業年限2年以上、③課程の修了に必要な総単位数が62単位以上
高等学校専攻科	①大学の入学資格を有する者であること、②修業年限2年以上、③課程の修了に必要な総単位数が62単位以上、④教育課程、教員組織や施設整備面において一定の基準を満たすこと、⑤高等教育段階の教育活動等に関し見識を有する者等による評価を行い、その結果を公表すること

(1) 設置目的

高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称：ポリテク・カレッジ）

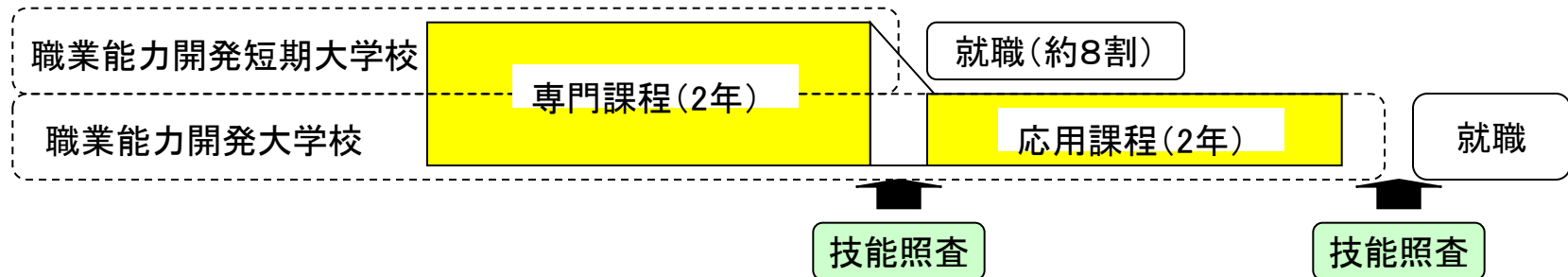
(2) 施設数

大学校 10校 短期大学校 16校（令和7年4月現在）

(3) 訓練

専門課程 2年（2800時間）

応用課程 2年（2800時間）



※技能照査：職業訓練修了時にその訓練において習得すべき技能と知識を判定するもの

(4) 在学者数

7,028人（令和6年度）

ワイヤカット放電加工実習



鉄筋コンクリート型枠施工実習



(5) 主な訓練科

生産技術科、電気エネルギー制御科
電子情報技術科、住居環境科

職業能力開発大学校・短期大学校の制度概要

目的	労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及び知識を習得する
対象	高校卒業者又は同等以上の学力を有する者（※応用課程は、主に専門課程修了者）
訓練期間	専門課程2年、応用課程2年
授業時間	専門課程2800時間以上、応用課程2800時間以上
指導員の資格	①博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの ②大学又は職業能力開発総合大学校・大学校・短期大学校において、教授、准教授、専任講師、又はこれに相当する職員としての経歴を有する者 ③助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの ④大学又は職業能力開発総合大学校・大学校・短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有し、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの ⑤研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの ⑥三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有し、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの ⑦十年以上の実務の経験を有し、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
指導員数	訓練生数、訓練の危険程度や指導の難易に応じた適切な数
校地・校舎	規定なし
施設設備	教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるもの ※教室（、図書室、保健室、指導員室、実習場は全て完備。運動場・体育館についてもほぼ完備している。
自己評価	特になし
外部評価	独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構立については独立行政法人評価の一環として評価が行われている。

趣旨・概要

（趣旨）

- 職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学を可能とすることにより、**高度な技術力に加え研究開発能力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成を可能とする**とともに、リカレント教育の促進等にも資するもの

（概要）

- 構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、特定の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることなど）を修了した者で、特区内の特定の大学が、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、**当該大学への編入学を可能とする**もの

（実績）

認定計画数：5件（累計※令和7年3月末時点） ※活用自治体：熊本県、長野県、山形県、神奈川県、大分県

主な要件

- ① 地域経済において不足している又は将来不足することが見込まれる人材や、地域の産業政策を推進するに当たり不可欠な人材について、その育成に必要となる教育及び研究並びに職業訓練であること。

- ② 職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であること

地域産業に資するか（地域の特性を活かした教育実施の必要性や地域産業を担う人材の確保・育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育、研究及び職業訓練を職業能力開発短期大学校と大学とが連携して行うことが適切かつ効果的であるか等）確認

- ③ 編入学を希望する者が訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たす職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練を修了した者であり、大学の編入学資格を有すること

（文部科学省が定める基準）

- ・ 訓練期間が2年以上であること
- ・ 職業訓練指導員の数や建物面積が、職業訓練を行う組織単位（以下「専攻科」という。）ごとの収容定員などに基づき定められた基準を満たすものであること

- ④ 編入学先の大学が、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めること

- ⑤ 職業能力開発短期大学校が、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について第三者評価等を行い、結果を公表すること。

既に編入学が認められている学校に係る基準と同程度の基準を満たすか確認し、高等教育の質を制度的に担保

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836）について②

（実績・全国展開に向けた課題・懸念 等）

特区措置の意義

（地域産業の振興の観点）

- **本特例措置は、職業能力開発短期大学校で高度実践的な技術力を修得した者が大学に編入学できることとし、それにより高度な学術知識も兼ね備えた人材が地域で就業することで地域産業の振興につなげたいという要望に応えるため、設けられたもの。**
- **各特区においては、当該自治体における産業振興とそのために必要な人材育成を総合的に行うこととしており、本特例措置は、全国的な規制改革の突破口というより、地域の活性化として意義が大きく、当該特例措置の効果検証に当たっては、単に、編入学し、卒業したという事実のみならず、当該人材が、いかに地域産業の振興に寄与できているかという観点を考慮して行う必要がある。**

（教育の質保証の観点）

- **中央教育審議会における議論の結果、平成26年の文部科学大臣告示改正において、能力開発短期大学校における学修を大学における単位として認定することが可能となったが、編入学については、職業能力開発短期大学校における学修が、**

- ① **実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること**
- ② **そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があること**

が必要であるとの指摘がなされたところ。

こうした指摘を踏まえ、本特区制度において職業能力開発短期大学校から大学への編入学を認め、地域の大学と職業能力開発短期大学校の連携の下、職業能力開発短期大学校が大学での学修に相当する教育訓練を一定のまとまりをもって実施するとともに、**特例措置による編入学後に大学において単位認定の実績を積む取組を通じ、職業能力開発短期大学校における教育が大学相当の教育であることを実証する必要がある。**

- **また、当該編入学をした者が、職業能力開発短期大学校における学修を基礎として、当該大学における学びと併せて、学位授与に必要な体系的・組織的な学修を行うことができているか否かを検証する必要がある。**

全国展開に向けた課題・懸念等

○ 地域への影響

- ・ 本特区制度活用による地域への「経済的・社会的効果」の有無
- ・ 職業能力開発短期大学校から全国の大学に編入学が可能となり、卒業者が県外に流出することによる地元産業界への影響
- ・ 職業能力開発短期大学校から大学への編入学者が増えることによる、地元企業への就職者の減少
- ・ 比較的安価な職業能力短期大学校への進学希望者が増加し、地域の高等教育機関（短期大学、大学、専門学校 等）への進学希望者が減少することによる当該機関の経営状況の悪化

○ 教育の質の担保

- ・ 編入学先大学における、職業能力開発短期大学校の既修得単位認定における支障
- ・ 編入学先大学における、編入学者の学修における支障
- ・ 編入学先大学における、編入学者の学位授与認定における支障

（参考）職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836）について

～制度創設の主な経緯～

平成15年（熊本県・長野県）、平成21年（山形県）

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校から大学への編入学を認める構造改革特区メニューの創設要望。

平成24年

大学分科会及びその下に設置された大学教育部会において、職業能力開発短期大学校から大学への編入学について、以下の方向性提示。

- ① 職業能力開発短期大学校は、「短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考える」とされた一方で、
- ② 「大学への編入学を認めるためには、職業能力開発短期大学校における学修を、高等教育相当レベルのものとして単位認定できることが前提」であり、「単位認定制度の活用状況等を踏まえて、大学分科会において、さらに検討を行う」

平成26年

職業能力開発短期大学校等における学修について、大学における単位認定の対象とすることを可能とする告示改正を実施。

平成30年

構造改革特別区域推進本部において、2021年度（令和3年度）までに制度改正について検討を行うことにされた。

令和4年

中央教育審議会において議論の結果、単位認定の実績の不足により、全面的に編入学を認めることは困難だが、構造改革特別区域法の改正により特区メニューを創設し、編入学の実績が見込まれ、意欲のある地域において、特定の職業能力開発短期大学校と特定の大学に限定して大学が編入学を認めることを可能とすることに。

③調査票案

令和8年度調査の概要

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	836
3. 特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	①認定自治体、職業能力開発短期大学校及び編入先大学に対して、主に以下の項目に関して調査を行う。 ・認定状況及び、事業の実施状況について ・「職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況についての評価」についての実施状況 ・本特例の活用するメリット効果について ・本特例措置の実施による支障の有無について ②認定を受けていない職業能力開発短期大学校を有する自治体、及び当該自治体に属する職業能力開発短期大学校に対して、主に以下の項目に関して調査を行う。 ・本特例に関するニーズについて ・本件特例に対する、関心度及び検討状況 ・修了者の主な進路先について ・大学編入を目指す際の課題や障壁について
② 調査方法	メール送付によるアンケート
③ 調査対象	①認定自治体、職業能力開発短期大学校及び編入先大学 ②認定を受けていない職業能力開発短期大学校を有する自治体、及び当該自治体に属する職業能力開発短期大学校

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和８年度 規制の特例措置の評価に関する調査
(認定地方公共団体向け)

- ・ 本調査は、質問票１と質問票２により構成されています。
- ・ 質問票１は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票２は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

都道府県名

市町村名

担当部署

担当者名（フリガナ）

電話番号

メールアドレス

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

特区計画の認定日（当初）

特区の名称

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号： 8 3 6
特例措置の名称：職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
特例措置の内容：職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

質問票 2 は職業能力開発短期大学校及び編入先大学への質問を含んでいるので、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

（文部科学省、評価・調査委員会共通の質問事項）

Q 6 <地方公共団体への質問>

認定状況および事業の実施状況につきまして、下記項目について回答ください。

- ・ 認定を受けた職業能力開発短期大学校及び学部・コース
- ・ 認定を受けた編入先大学及び学部・コース
- ・ 編入実績者数
- ・ 編入者における以下の事項
 - － 職業能力開発短期大学校及び編入先大学
 - － 編入時期
 - － 編入学年
 - － 編入時に取得済みの単位数（編入先大学での単位互換後）
 - － 卒業時期
 - － 卒業後の就職先業種
 - － 卒業後の就職先勤務地（都道府県）

→別紙 1

Q 7 <地方公共団体への質問>

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連した本特定事業の実施による成果・経済的社会的効果（地域企業への人材定着、高度な専門知識を持つ人材の増加、雇用創出効果、卒業生の就職、起業効果等）・その他のメリットに関して、当初の見込みや実際の成果についてお聞きします。

①申請当初に期待していた成果、経済的社会的効果及びあればその他のメリットについて、それぞれ具体的に記述ください。

成果：

経済的社会的効果：

その他メリット：

②①の成果が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 現時点で具体的な成果がある。
- ii 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。
- iv 成果は見込めない。
- v 現時点ではわからない。

③「i」「iv」を選んだ場合、そのように考える理由・根拠について、数値等も含めて詳しく記述してください。

④「ii」「iii」「v」を選んだ場合、どの程度の期間・検証を経れば、成果の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか、具体的な年数や条件について記述してください。

Q 8 <編入先大学への質問>

編入学者の受け入れについてお聞きします。

①職業能力開発短期大学校の既修得単位認定にあたり支障があったか、次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 具体的な支障があった。
- ii 現時点で支障はないと思うが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難。
- iv 支障はない。

※「i 具体的な支障があった」又は「iv 支障はない」に該当する場合、そのように考える理由・根拠は何か、支障の内容はどのようなものか等について、詳しく記述してください。

※「ii 引き続き検証が必要」又は「iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難」に該当する場合、いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後（当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後）
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他 []

i 又はivの場合の理由・根拠等：

ii 又はiiiの場合の評価可能な時期：

②編入学者を受け入れるにあたり、教育課程（単位認定、履修指導、編入前の補習授業など）や学生生活支援において、特別な配慮や工夫をしていれば記述してください。

③今後、更なる受け入れ人数の拡大を予定していますか。

Q 9 <編入先大学への質問>

大学での編入学者の学修についてお聞きします。

①編入学者の貴学における学修において支障があったか、次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 具体的な支障があった。
- ii 現時点で支障はないと思うが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難。
- iv 支障はない。

※「i 具体的な支障があった」又は「iv 支障はない」に該当する場合、そのように考える理由・根拠は何か、支障の内容はどのようなものか等について、詳しく記述してください。

※「ii 引き続き検証が必要」又は「iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難」に該当する場合、いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後
(当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後)
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他 []

i 又はivの場合の理由・根拠等：

ii 又はiiiの場合の評価可能な時期：

②編入学者が持つ専門知識や実践的スキルは、大学での学びにどのように活かされていると評価していますか。

Q 1 0 <編入先大学への質問>

編入学者の学業成績についてお聞きします。

①編入学者の貴学における学位授与認定において支障があったか、次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 具体的な支障があった。
- ii 現時点で支障はないと思うが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難。
- iv 支障はない。

※ 「i 具体的な支障があった」又は「iv 支障はない」に該当する場合、そのように考える理由・根拠は何か、支障の内容はどのようなものか等について、詳しく記述してください。

※ 「ii 引き続き検証が必要」又は「iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難」に該当する場合、いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後
(当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後)
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他 []

i 又はivの場合の理由・根拠等：

ii 又はiiiの場合の評価可能な時期：

②編入学者の学業成績や学習態度、卒業後の進路について、他の学生と比較してどのような特徴が見られますか。

Q 1 1 <編入先大学への質問>

その他教育課程や学生生活支援等、当該特例措置の実施による支障や課題があったか、次のi～ivのうち、当てはまるものを選びんでください。

- i 具体的な支障があった。
- ii 現時点で支障はないと思うが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難。
- iv 支障はない。

※ 「i 具体的な支障があった」又は「iv 支障はない」に該当する場合、そのように考える理由・根拠は何か、支障の内容はどのようなものか等について、詳しく記述してください。

※ 「ii 引き続き検証が必要」又は「iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難」に該当する場合、いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選び、記号を○で囲んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後(当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後)
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他 []

i 又はivの場合の理由・根拠等：

ii 又はiiiの場合の評価可能な時期：

(評価・調査委員会の質問事項)

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

当該特例措置があることで、学生の学習意欲やキャリア選択にどのような影響があったと考えますか。

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

今後、更なる編入先大学を追加していく予定はありますか。

Q 1 5 <職業能力開発短期大学校への質問>

当該特例措置があることで、学生の学習意欲やキャリア選択にどのような影響があったと考えますか。

Q 1 6 <職業能力開発短期大学校への質問>

編入先大学との連携は、貴学の教育活動にどのような影響を与えていますか。

Q 1 7 <編入先大学への質問>

職業能力開発短期大学校との連携は、貴学の教育活動にどのような影響を与えていますか。

(文部科学省の質問事項)

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

特区計画を実施していく中で、当初想定していなかった課題が生じたか。次の i ~ iv のうち当てはまるものを1つ選ぶとともに、i 又は ii を選択した場合、生じた課題の内容、その解決方法等を具体的に記述してください。

- i 想定していなかった課題が生じており、解決できる見込みがない。
- ii 想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）。
- iii 特に課題は生じていない。
- iv 現時点ではわからない。

Q 19 <地方公共団体への質問>

職業能力開発短期大学校の卒業生が、短期大学の卒業生等と同様、特区内という限定条件を付さずに全国どの大学でも編入学することができるようにした場合について、貴県のお考えをお聞きます。

①どのような懸念を感じますか。次のア～オのうち、当てはまるものをすべて選んでください。

- ア 職業能力開発短期大学から全国の大学に編入学が可能となり、卒業生が県外に流出することによる地元産業界への影響
- イ 職業能力開発短期大学から大学への編入学者が増えることによる、地元企業への就職者の減少
- ウ 比較的安価な職業能力短期大学への進学希望者が増加し、地域の高等教育機関（短期大学、大学、専門学校 等）への進学希望者が減少することによる当該機関の経営状況の悪化
- エ その他 []
- オ 特段の懸念はない

②上記のことができるようにすることに対する貴県の考えについて最も当てはまるものを選んでください。

- ア 賛成
- イ 一定の条件付きで賛成
- ウ 現時点で可否を判断できず、引き続き特例措置の検証が必要
- エ 本特例措置は、これにより輩出された人材が地元企業に就業し、地域産業を活性化することを目的としていることから、地域産業を県・大学・職業能力開発短期大学校が緊密に連携して人材育成ができる特区制度を通じて、引き続き実施すべきである。
- オ その他 []

※「ア 賛成」の場合、その理由について、詳しく記述してください。

※「イ 一定の条件付きで賛成」の場合、どのような条件を付せば賛成か、ご回答ください。

※「ウ 引き続き検証が必要」に該当する場合、いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後
(当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後)
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他 []

アの場合の理由：

イの場合の一定の条件の内容：

ウの場合の評価可能時期：

Q 2 0 <職業能力開発短期大学への質問>

第三者評価の実施に係る支障について次のi～ivのうち、当てはまるものを選んでください。

- i 具体的な支障があった。
- ii 現時点で支障はないと思うが、引き続き検証が必要。
- iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難。
- iv 支障はない。

※ 「i 具体的な支障があった」又は「iv 支障はない」に該当する場合
そのように考える理由・根拠は何か、支障の内容はどのようなものか等について、詳しく記述してください。

※ 「ii 引き続き検証が必要」又は「iii 現時点で、支障の有無を判断することは困難」に該当する場合
いつ頃になれば、評価が可能と考えますか。次のi～ivのうち、当てはまるものを選び、記号を○で囲んでください。

- i 最初の編入学者が卒業した後
- ii 最初の編入学者が卒業して、さらに数年が経過した後（当該編入学者の卒業後の進路状況等について継続的な検証が行われた後）
- iii 一定数以上の編入学者が卒業した後
- iv その他[]

i 又はivの場合の理由・根拠等：

ii 又はiiiの場合の評価可能な時期：

Q 2 1 <職業能力開発短期大学への質問>

大学との単位互換の実績（連携先の大学の学生を受け入れ、当該大学において単位認定された実績）についてご回答ください。

Q 2 2 <編入学先大学への質問>

通常は、大学に編入学できる者は、短期大学、高等専門学校及び高等学校専攻科を卒業した者に限られますが、特区においては、職業能力開発短期大学校を卒業した者も編入学が認められています。編入学を職業能力開発短期大学校を卒業した者に認めることについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和８年度 規制の特例措置の評価に関する調査
(認定地方公共団体以外向け)

- ・ 本調査は、質問票１と質問票２により構成されています。
- ・ 質問票１は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票２は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

都道府県名

市町村名

担当部署

担当者名（フリガナ）

電話番号

メールアドレス

Q 2

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号：836

特例措置の名称：職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

特例措置の内容：職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が当該大学に編入学することができる者と同以上の学力があると認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

質問票2は職業能力開発短期大学校への質問を含んでいるので、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

（文部科学省、評価・調査委員会共通の質問事項）

Q1＜地方公共団体への質問＞

職業能力開発短期大学校を卒業した者に大学への編入学が認められる特区制度が設けられていることを知っていますか。

- i 知っている
- ii 知らない

※「i 知っている」を選んだ場合、制度の活用を行わなかった理由や活用に係る検討の過程で想定された懸念（地域への影響、教育面の課題等）、現在の検討状況（申請の可能性があるか）等を詳しく記述してください。

（評価・調査委員会の質問事項）

Q2＜地方公共団体への質問＞

貴県の地域において、職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学に関するニーズについて、どのようにお考えですか。

Q3＜地方公共団体への質問＞

貴県の地域において、職業能力開発短期大学校の修了者は過去3年間（令和5・6・7年度それぞれ）でどの程度存在しますか。人数規模や分野の傾向等も含めて具体的にご記入ください。

[令和7年度修了者：	名、専門分野（学科）ごとに記載をお願いします：	]
[令和6年度修了者：	名、専門分野（学科）ごとに記載をお願いします：	]
[令和5年度修了者：	名、専門分野（学科）ごとに記載をお願いします：	]

Q4＜職業能力開発短期大学校への質問＞

貴校の修了者の主な進路について、現状と特徴を教えてください。

Q5＜職業能力開発短期大学校への質問＞

本特例措置を活用した場合において、大学編入を目指す際にどのような課題や障壁があるとお考えですか。具体的に教えてください。

Q6＜職業能力開発短期大学校への質問＞

本特例措置の活用によって、修了者の進路選択やキャリア形成、カリキュラムにどのような変化が見込まれるとお考えですか。具体的にご記入ください。

(文部科学省の質問事項)

Q 7 <地方公共団体への質問>

職業能力開発短期大学校の卒業生が、短期大学の卒業生等と同様、特区内という限定条件を付さずに全国どの大学でも編入学することができるようにした場合について、貴県のお考えをお聞きます。

①どのような懸念を感じますか。次のア～オのうち、当てはまるものすべてを選んでください。

- ア 職業能力開発短期大学から全国の大学に編入学が可能となり、
卒業生が県外に流出することによる地元産業界への影響
- イ 職業能力開発短期大学から大学への編入学者が増えることによる、
地元企業への就職者の減少
- ウ 比較的安価な職業能力短期大学への進学希望者が増加し、
地域の高等教育機関（短期大学、大学、専門学校 等）への進学希望者が
減少することによる当該機関の経営状況の悪化
- エ その他〔 〕
- オ 特段の懸念はない

②上記のことができるようにすることに対する貴県の考えについて最も当てはまるものを選んでください。

- アイウエ
賛成
一定の条件付きで賛成
本特例措置は、これにより輩出された人材が地元企業に就業し、
地域産業を活性化することを目的としていることから、
県・大学・職業能力開発短期大学校が緊密に連携して人材育成ができる
特区制度を通じて、引き続き実施すべきである。
その他「 」

※「ア 賛成」の理由について、詳しく記述してください。

※「**イ** 一定の条件付きで賛成」の場合、どのような条件を付せば賛成か、ご回答ください。

アの場合の理由：

イの場合の一定の条件の内容：

Q8 ＜職業能力開発短期大学校への質問＞

大学との単位互換の実績（連携先の大学の学生を受け入れ、当該大学において単位認定された実績）についてご回答ください。

番号	836
特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該構造改革特別区域内の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校（同号に規定する高度職業訓練で同号に規定する長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすものに限る。）のもの（以下「特定高度職業訓練」という。）を行うものに限る。）及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該職業能力開発短期大学校において行う当該特定高度職業訓練を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、当該大学が当該大学に編入学することができる者と同年以上の学力があると認めるものは、文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができることとする。 2. 職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付資料により、以下の項目が確認できること。 （1）法第14条第1項の文部科学省令で定める基準（訓練期間が2年以上であること及び職業訓練指導員の数その他の事項が構造改革特別区域法第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令和4年文部科学省告示第116号）に定める各項目）を満たしていること。 （2）職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価について、文部科学省令に基づき以下の取組が行われることについて確認できること。 ・職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。 ・職業能力開発短期大学校が自ら評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行う。 ・職業能力開発短期大学校は、評価の結果を、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体に報告する。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

8 3 6 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

1. 特例を設ける趣旨

職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学を可能とすることにより、高度な技術力に加え研究開発能力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成を可能とするとともに、リカレント教育の促進等にも資するものです。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、特定の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることなど）を修了した者で、特区内の特定の大学が、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学への編入学を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練」について

① 地域経済において不足している又は将来不足することが見込まれる人材や、地域の産業政策を推進するに当たり不可欠な人材について、その育成に必要となる教育及び研究並びに職業訓練をいうものです。

例えば、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる又は取り組むこととしている製造業の高付加価値化や情報通信産業の集積を見込む中で、今後必要となる人材の育成・確保について、地域における大学や高等専門学校など、他の教育機関と連携して高度で実践的な人材の育成を行う必要がある場合などが想定されます。

（2）「職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的である」について

① （1）の教育及び研究並びに職業訓練を行うに当たり、職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的と考えられる場合になります。例えば、次のような場合が想定されます。

・地域における産業政策の中で、大学、高等専門学校等の教育機関、職業能力開発短期大学校などの役割が明示され、一体となって連携して人材育成に取り組むこととしている場合。

・職業能力開発短期大学校と大学との間で個別に連携協定を結び高度な人

材育成に向けた取組を推進している場合。

・大学と職業能力開発短期大学校との間で単位認定制度を設けている場合。

(3) 「訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすもの」について

- ① 「文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則」(平成15年文部科学省令第17号)第7条第1項第2号の規定及び同規定に基づく職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準(令和4年8月31日文部科学省告示第116号。以下「特定高度職業訓練基準」という。)を満たすものになります。具体的には職業能力開発短期大学校が行う高度職業訓練であって、

ア 訓練期間が2年以上であること

イ 職業訓練指導員の数が、職業訓練を行う組織単位(以下「専攻科」という。)の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第1を満たすものであること

ウ 職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積が、専攻科の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第2を満たすものであること

エ 通信の方法により職業訓練を実施する場合には、その訓練時間は総訓練時間のうち5分の4を超えないものであること

を満たしていることが必要となります。

- ② 訓練時間の単位数への換算については、特定高度職業訓練基準第2条第1項により45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、訓練の実施方法に応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の授業をもって一単位として、編入学先の大学において判断されるものになります。

なお、編入学先の大学は、修了研究、修了制作等の科目の訓練時間数については、これらに必要な訓練等を考慮して、単位数に換算することができます。

(4) 「学校教育法第90条第1項に規定する者」について

- ① 大学への編入学が認められる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項で規定されている要件を満たしている必要があります。具体的には、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の

課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者になります。

（５）「文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができる」について

- ① 職業能力開発短期大学校の修了者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した特定高度職業訓練の訓練期間に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができます。なお、編入学に当たっては、一般に、他の編入学希望者と同様に、各大学が課すいわゆる編入学試験に合格することが必要となります。

（６）「当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価」について

- ① 職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について、高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認められる者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価（第三者評価）を行い、その結果を公表する必要があります。
- ② 第三者評価の実施に当たっては、大学関係者や高等教育の評価を担う業務に従事する者を加えた会議体を設置するなど、適切な評価を実施するために必要な体制を整備するほか、評価の客観性・公正性・専門性の確保に留意する必要があります。

このため、編入学先の大学関係者を第三者評価の実施者とすることも可能ですが、これらの者が、例えば評価委員会の主査や委員長等の、評価を実質的に取りまとめる役職に就くことは適切ではありませんので、ご留意下さい。

- ③ 評価の具体的な内容としては、その特性に応じあらかじめ職業能力開発短期大学校が定める目標等に照らした特定高度職業訓練の実施状況について、大学における単位認定が可能な水準と認められるかどうかといった観点から、次のような項目例を設定した上で確認・検討を行うことが考えられます。
- ・体系的な訓練課程の編成の状況
 - ・個々の授業科目における訓練目標、授業科目の内容と方法、訓練計画及び成績評価基準等のシラバス等における明示の状況

- ・ シラバス等を踏まえた授業科目の適切な設計・実施の状況（適切な授業内容の配分や授業形態・方法の採用等の状況を含む。）
 - ・ 適正かつ厳正な成績評価及び単位認定の実施の状況 等
- ④ 職業能力開発短期大学校は、自ら実施した評価及び第三者評価の結果について、ホームページ等で公表するとともに、特区計画の認定を受けた地方公共団体に報告する必要があります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画（別紙）「5 当該規制の特例措置の内容」の欄では、規制の特例措置を活用することが必要な理由とともに、基本方針で定めた「同意の要件」に関する項目について記載してください。具体的には、3（1）～（6）の内容を記載してください。

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

- （1）職業能力開発短期大学校で実施する特定高度職業訓練の内容、訓練生数
- （2）特定高度職業訓練に係る職業訓練指導員数が分かる資料
- （3）特定高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積を示す図面等
- （4）評価体制（評価委員会の要綱など）
- （5）大学が職業能力開発短期大学校の訓練科目について単位認定が可能であることを確認したことを証する文書

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回
1	山形県	山形県	山形県高度人材育成・確保特区	山形県の全域	本県に存する山形県立産業技術短期大学校及び同校庄内校(以下「産技短」という。)では、実践技術力を身に付けた修了生を県内産業界へ送り出してきた。一方、産業界では経済・産業構造変化に対応するため、技術力に加え、異業種との連携を構築するマネジメント力等を備え、新技術開発研究に取り組むことのできる高度人材を必要としている。 産技短と県内産業界との共同研究開発等に注力する山形大学工学部が編入学制度にて連携し、産技短修了生を産業界が必要とする高度人材へ育成することにより地域産業の高度化、発展を図る。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	文部科学省	第59回
2	神奈川県	神奈川県	神奈川県地域中核人材育成特区	神奈川県の全域	神奈川県立産業技術短期大学校(以下「産技短大」という。)では、実践技術力を身に付けた卒業生を県内の産業界へ送り出してきた。一方、現在の産業界では経済や産業構造の変化に柔軟に対応でき、研究開発から製造まで担う実践技術を習得したイノベータティブな高度人材が強く求められている。 また、産技短大に入学する者の中には、ものづくりに関する技術を身につけた上で、更に研究開発する幅広い知識と技術、課題解決能力等の習得を求める者がいる。 産技短大から湘南工科大学、東京工芸大学及び関東学院大学へ編入学し、産業界が必要とする高度人材へと育成することで、地域産業の高度化、発展に貢献していく。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	文部科学省	第61回
3	長野県	長野県	長野県地域中核人材育成特区	長野県の全域	本県では、経済・社会環境が変化する中でも、持続的な産業発展を図るため、「学び」により一人ひとりが職業能力を高め、生産性向上を図ることが重要となっている。 そこで、実践的技術教育に強い職業能力開発短期大学校と工学の基礎理論と研究に重きを置いた教育を実施している大学が連携して共同教育を実施することで、実践的で高度な技術力を習得した学生が大学へ編入学し、先端技術の研究開発力やマネジメント力を身に付け、両者を兼ね備えた新しいタイプの地域中核人材を育成する教育システムの構築を図る。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	文部科学省	第58回
4	熊本県	熊本県	熊本県高度人材育成・確保特区	熊本県の全域	本県では、世界的な半導体不足を背景に、世界有数の半導体企業の製造工場操業が予定されており、約3,400人の先端技術に達した人材の雇用が見込まれる。一方で、人材の確保が課題とされていることから、本計画の認定を通じ、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入が実現し、実践的な技術力に加え、学術知識を併せ持つ研究開発型人材の育成が促進される。このことにより、半導体関連産業の発展・集積に伴う雇用創出及び地域産業の高度化、ひいては国内半導体産業の発展に貢献することが期待できる。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	文部科学省	第58回
5	大分県	大分県	大分県地域中核人材育成特区	大分県の全域	本県に存する大分県立工科短期大学校(以下「工科短」という。)では、実践技術力を身に付けた修了生を県内産業界へ送り出してきた。一方、産業界では経済・産業構造変化に対応するため、技術力に加え、異業種との連携を構築するマネジメント力を備え、新技術開発研究に取り組むことのできる高度人材を必要としている。 実践的技術教育に強い工科短と工学の基礎理論と研究に重きを置いた教育を実施している大分大学が編入学制度にて連携し、工科短修了生を産業界が必要とする高度人材へ育成することにより、地域産業の高度化・発展を図る。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	文部科学省	第65回

特例措置番号1014の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 関係府省庁説明資料 2
- ③ **調査票案【審議事項】** 4
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1 23
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 24
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 29

特定法人による農地取得事業

根拠法 ▶ 構造改革特別区域法 第24条

これまで

- 農地等について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。（農地法第3条第1項）
- 法人による農地等の所有権の取得については、農地所有適格法人に限り認められている。（農地法第2条第3項、第3条第2項第2号）

関係法令：農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項

取り巻く環境の変化

農業の新たな担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消、農地の効率的な利用、6次産業化の促進などの課題に引き続き取り組んでいく必要がある。

構造改革特区の活用

農地所有適格法人以外の法人も農地等の所有権を取得することを可能とする。
（要件を満たす場合は、農業委員会は農地法第3条第1項の許可をすることができる。）

主な要件

- ① 法人の要件
 - ・ 農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
 - ・ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ・ 業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。
- ② 地域の要件
 - ・ その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
 - ・ 従前の措置のみによっては、その区域内において耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和8年3月末現在）

活用自治体

養父市

実際の取組事例

養父市

養父市法人農地取得特区（令和5年12月認定）

農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察され、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。このため、本特例措置を活用することで、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。



リース方式により農業参入する場合の要件

- 一般法人が農業にリースで参入する場合は、**個人と同様に①農地のすべてを効率的に利用、②周辺の農地利用に支障がないという要件**を満たす必要
- その上で、**①賃貸借の解除をする旨の契約、②地域農業者との適切な役割分担、③役員又は重要な使用人の1人以上が農業の常時従事者の要件**を満たす必要

基本的な要件

1 農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

〔※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要〕



リース方式による要件

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること

解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと

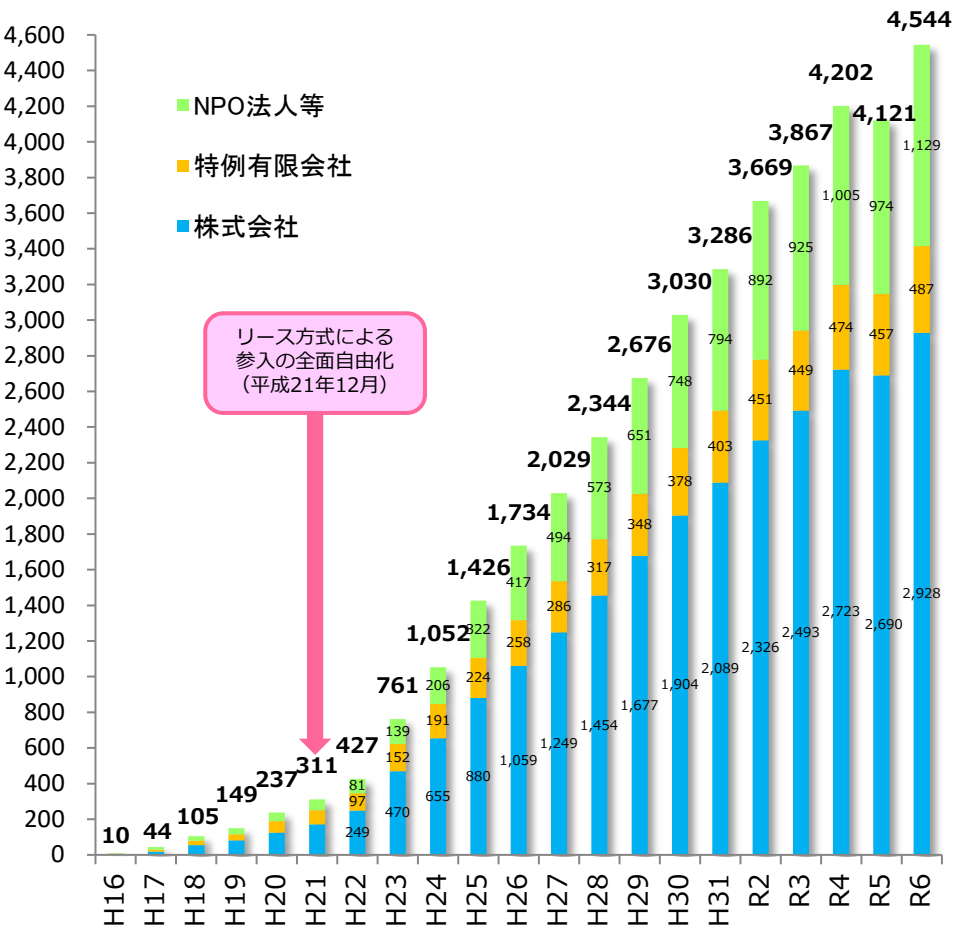
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3. **業務執行役員**又は**重要な使用人**が1人以上**耕作の事業**に常時従事すること

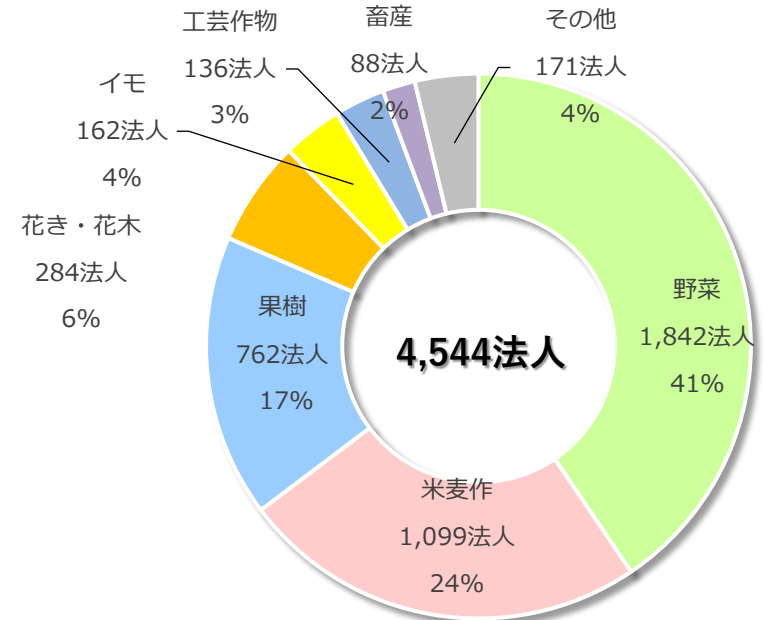
耕作の事業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

リース法人の農業参入の動向

リース法人数の推移



営農類型別のリース法人数



リース法人の総借入面積及び平均面積

リース法人の借入面積の合計	18,096ha
1法人当たりの平均面積	4.0ha

資料：農林水産省経営局調べ（令和6年1月1日現在）

注1：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

注2：平成15年に構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とし、平成17年に全国展開。

注3：令和5年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。

注4：法人数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。

令和8年度調査の概要

1. 関係府省庁名	農林水産省
2. 特例措置番号	1014
3. 特定事業の名称	特定法人による農地取得事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	①本件特例事業を実施する自治体(兵庫県養父市)及び事業者(6社)に対して、主に以下の項目に関して行う。 ・本件特例事業の活用状況について ・本件特例事業の効果について ・本件特例事業の改善提案について ②中山間地域を有する全市町村に対して、以下の項目について調査を行う。 ・本件特例事業の活用可能性について ③全国の農業関連法人や農家に対して、以下の項目について調査を行う。 ・本件特例事業の活用可能性について
② 調査方法	①メール送付 ②内閣府 地方創生推進事務局ウェブサイトでの受付 ③内閣府 地方創生推進事務局ウェブサイトでの受付
③ 調査対象	①本件特例事業を実施する自治体(兵庫県養父市)及び事業者(6社) ②中山間地域を有する全市町村 ③全国の農業関連法人や農家

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和８年度 規制の特例措置の評価に関する調査
(認定地方公共団体向け)

- ・ 本調査は、質問票１と質問票２により構成されています。
- ・ 質問票１は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票２は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票１（規制の特例措置に共通の質問項目）

まず、質問票１にある共通質問項目Ｑ１～Ｑ５までの回答を地方公共団体において御記入ください。

次に、質問票２にあるＱ６に進んでください。Ｑ６～Ｑ２４については地方公共団体、Ｑ２５～Ｑ４７は本特定事業実施事業者それぞれに御意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめ、御記入ください。

国家戦略特区下での活用開始から、回答記入時点までについて御回答ください。

Ｑ１

貴地域の基礎情報を御記入ください。

都道府県名

市町村名

担当部署

担当者名（フリガナ）

電話番号

メールアドレス（代表）

アンケート記入日

令和 8 年 月 日

Ｑ２

認定された特区計画について御記入ください。

特区計画の認定日（当初）

計画変更認定日（複数回変更している場合は全て）

特定事業（特例措置事業）の名称・番号

特区の名称

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

Q 5

構造改革特別区域制度に関する御意見、御要望があれば御記入ください。

⇒ 質問票1は以上です。質問票2へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号： 1 0 1 4
特例措置の名称： 特定法人による農地取得事業
特例措置の内容： 農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。

（農林水産省、評価・調査委員会共通の質問事項）

Q 6 <地方公共団体への質問>

特例措置事業の実施状況を、取得事業者ごとにお答えください。

- ①取得事業者名
- ②取得農地面積
- ③取得農地の取得前状況（できるだけ詳細に）

①
②
③

①
②
③

①
②
③

①
②
③

①
②
③

①
②
③

①
②
③

Q 7 <地方公共団体への質問>

本特定事業の活用によって耕作放棄地はどのくらい減少しましたか。また、この間、市全体の耕作放棄地はどのように推移しましたか。

Q 8 <地方公共団体への質問>

本特定事業は耕作放棄の対策として有効と考えますか。

1. 考える
2. 考えない

Q 9 <地方公共団体への質問>

本特定事業は農業の担い手不足、後継者不足に対し有効と考えますか。

1. 考える
2. 考えない

Q10 <地方公共団体への質問>

本特定事業の活用によって、6次産業化による農業の高付加価値化による経済活性化や農業と観光・歴史・文化の一体的な展開による地域振興等どのような効果がありましたか。ある場合は、御記入ください。

Q11 <地方公共団体への質問>

本特定事業の活用によって、周辺の農業法人や農家に対して、何か影響はありましたか。（農地の面的集積の支障、他の農業者の水利用の阻害、無農薬栽培の阻害、周辺の農地利用の支障等、あるいは、周辺の農家や地域との協力や連携が進んだ等。）

Q12 <地方公共団体への質問>

農地所有適格法人ではない一般法人が農業に参入するメリット、デメリットは何がありますか。それぞれ御記入ください。

<メリット>

<デメリット>

Q13＜地方公共団体への質問＞

一般法人の農業参入について、受け入れる側の自治体としてどのように考えますか。

Q14＜地方公共団体への質問＞

農地の賃貸借（リース）と所有のメリット、デメリットは何がありますか。それぞれ御記入ください。

＜メリット＞

＜デメリット＞

Q15＜地方公共団体への質問＞

本特定事業の要件について、必要と考えられるもの、自治体にとってハードルが高いと考えられるものがあればそれぞれ御記入ください。

＜必要と考えられるもの＞

＜自治体にとってハードルが高いと考えられるもの＞

Q16＜地方公共団体への質問＞

本特定事業の運用に当たって、負担になっていることがあれば御記入ください。

Q17＜地方公共団体への質問＞

本特定事業を活用したいという声を他の法人や事業者から聞いていますか。

1. 聞いている
2. 聞いていない

Q18＜地方公共団体への質問＞

本特例事業を今後も活用したいと考えますか。

1. 考える
2. 考えない

Q19＜地方公共団体への質問＞

設問Q18に関して、考える又は考えない理由を御記入ください。

Q20＜地方公共団体への質問＞

本特定事業について、一層の活用を促す、あるいはより効果を高めるための提案があれば御記入ください

Q21＜地方公共団体への質問＞

法人の農地取得には、農地として適正に利用されない、農地以外に転用される、転売されるといった懸念があるのではないかと言われますが、実際に法人の農地取得により、不適切利用が生じている事例があれば御記入ください。

Q22＜地方公共団体への質問＞

法人による農地の不適正利用等を防ぐ方策について御意見やアイディアがあれば御記入ください。

Q23＜地方公共団体への質問＞

本特定事業を運用される中で生まれた新たな懸念事項等があれば御記入ください。

Q24＜地方公共団体への質問＞

最後に、本特定事業に関し何か御意見があれば御記入ください。

Q25<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業の活用によって、貴社の収益はどのように推移しましたか。また、貴社の事業にどのような影響がありましたか。

Q26<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業の活用によって、貴社の農業に係る雇用や就業者数にどのような影響がありましたか。

Q27<本特定事業実施事業者への質問>

農地の賃貸借（リース）は可能とされていますが、賃貸借（リース）ではなく、所有を望まれた理由を御記入ください。

Q28<本特定事業実施事業者への質問>

農地の所有権を取得後に、賃貸借（リース）による面積を拡大された場合は、その理由を御記入ください。

Q29<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業を活用して取得した農地の周辺の農家や住民との関係で問題が生じるようなことはありましたか。もし問題が生じていたとしたらどのように解決しましたか。

Q30<本特定事業実施事業者への質問>

周辺の農家や地域の理解を得るために努力されたことはありますか。ある場合は、御記入ください。

Q31<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業の活用によって、認定法人として農業を行うことでメリット、デメリットはありましたか。それぞれ御記入ください。

<メリット>

<デメリット>

Q32<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業の活用によって、6次産業化による農業の高付加価値化による経済活性化や農業と観光・歴史・文化の一体的な展開による地域振興等どのような効果がありましたか。

Q33<本特定事業実施事業者への質問>

農地所有適格法人とはならなかった、あるいは、一般法人として農地を所有することとしたのはどのような理由や意図によるものでしょうか。理由、意図を御記入ください。

Q34<本特定事業実施事業者への質問>

農地所有適格法人としてではなく、一般法人として農業を行うメリット、デメリットは何がありますか。それぞれ御記入ください。

<メリット>

<デメリット>

Q35<本特定事業実施事業者への質問>

農業に参入した動機、理由は何ですか。また、農業に参入してメリット、効果がありましたか。

Q36<本特定事業実施事業者への質問>

農地の賃貸借（リース）と所有のメリット、デメリットは何がありますか。それぞれ御記入ください。

<メリット>

<デメリット>

Q37<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業の要件について、地域の農業を維持あるいは発展させるうえで必要と考えられるもの、ハードルが高いと考えられるものがあればそれぞれ御記入ください。

<必要と考えられるもの>

<本特定事業実施事業者にとってハードルが高いと考えられるもの>

Q38<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業を活用している中で、負担になっていることがあれば御記入ください。

Q39<本特定事業実施事業者への質問>

本特定事業を活用したいという声を他の法人や事業者から聞いていますか。

1. 聞いている
2. 聞いていない

Q40<本特定事業実施事業者への質問>

設問Q39に関して、それは養父市内での活用ですか。それとも養父市外での活用ですか。（1と2は重複回答可）。

1. 養父市内で活用したいと聞いている
2. 養父市外で活用したいと聞いている

Q41＜本特定事業実施事業者への質問＞

他の地方公共団体でも本特定事業を活用して農業を行いたい、あるいは検討したいという考えはありますか。

1. ある
2. ない

Q42＜本特定事業実施事業者への質問＞

今後も本特例事業を活用して農地の所有権を取得し、農業を継続したいと考えますか。

1. 考える
2. 考えない

Q43＜本特定事業実施事業者への質問＞

設問Q42に関して、考える又は考えない理由を御記入ください。

Q44＜本特定事業実施事業者への質問＞

本特定事業について、一層の活用を促す、あるいはより効果を高めるための提案があれば御記入ください。

Q45＜本特定事業実施事業者への質問＞

法人の農地取得には、農地として適正に利用されない、農地以外に転用される、転売されるといった懸念があるのではないかと言われますが、そのような不適正利用等を防ぐ方策について御意見やアイデアがあれば御記入ください。

Q46＜本特定事業実施事業者への質問＞

本特定事業を運用される中で生まれた新たな懸念事項等があれば御記入ください。

Q47＜本特定事業実施事業者への質問＞

最後に、本特定事業に関し何か御意見があれば御記入ください。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和８年度 規制の特例措置の評価に関する調査
(中山間地域を有する全市町村)

- ・ 本調査は、質問票１と質問票２により構成されています。
- ・ 質問票１は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票２は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（基本情報の質問項目）

Q 1

基本情報を御記入ください。

都道府県名

市区町村名

担当部署名

担当者名（フリガナ）

電話番号

メールアドレス（代表）

アンケート記入日

令和 8 年 月 日

Q 2

構造改革特別区域制度に関する御意見、御要望があれば御記入ください。（任意）

⇒ 質問票1は以上です。質問票2へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号： 1 0 1 4

特例措置の名称：特定法人による農地取得事業

特例措置の内容：農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。

（農林水産省、評価・調査委員会共通の質問事項）

Q 3

構造改革特別区域法に基づく法人農地取得事業について御存じでしたか。

1. 知っていた
2. 知らなかった

Q 4

貴市町村において、「法人農地取得事業」と同様の仕組みを活用できる場合、活用する考えはありますか。

1. 活用する考えがある
2. 活用する考えはない
3. よくわからない

Q 5

Q4で「1. 活用する考えがある」と回答された市町村にお聞きます。その理由がある場合には、下記の選択肢から御回答ください。

1. 農地を所有することにより、農地の長期的な引き受け手が増え、遊休農地の防止・解消や地域農業の担い手となることが期待できる
2. 所有権の取得により、企業は、リース契約の解除（貸しはがし）や貸主による利用制限を心配する必要がなく、設備投資等を行って長期的・安定的な農業経営や事業拡大等が期待できる
3. その他（自由記述）

「3. その他」を選択した場合は、理由を御記入ください。

Q 6

Q4で「1. 活用する考えがある」と回答された市町村にお聞きします。活用する考えがあるものの、実態として活用に至っていない理由を御記入ください。

Q 7

Q4で「2. 活用する考えはない」と回答された市町村にお聞きします。その理由がある場合には、下記の選択肢から御回答ください。

1. リース(賃貸借)方式により企業の農業参入を進めている、地域に担い手が十分いる等の状況から農地所有適格法人以外の法人が所有権を取得するニーズが見当たらない
2. 水管理などの支障や産廃置場化等による農地の不適正な利用があっても、現行の担保措置では、自治体が所有権移転の権利を行使しない可能性がある等から農地が遊休農地化しかねない
3. その他(自由記述)

「3. その他」を選択した場合は、理由を御記入ください。

Q 8

Q4で「3. よくわからない」と回答された市町村にお聞きします。貴市町村において、今後、状況によっては「法人農地取得事業」の活用を検討する可能性はありますか。

1. 検討する可能性がある
2. 検討する可能性はない

Q 9

構造改革特区の「法人農地取得事業」に関し、ニーズや問題点等について御意見があれば御記入ください。

御回答、誠にありがとうございました。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和８年度 規制の特例措置の評価に関する調査
(法人等（法人、農家）)

- ・ 本調査は、質問票１と質問票２により構成されています。
- ・ 質問票１は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票２は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

法人、団体、農家の基礎情報を御記入ください。

法人名、団体名、農家名

所在地

担当部署

担当者名（フリガナ）

電話番号

メールアドレス（代表）

アンケート記入日

令和 8 年 月 日

法人については以下から選択肢から御選択ください。

1. 農地所有適格法人である
2. 農地所有適格法人以外で、農業を営んでいる
3. 農地所有適格法人以外で、農業を営んでいない

Q 2

構造改革特別区域制度に関する御意見、御要望がありましたら御記入ください。（任意）

⇒ 質問票1は以上です。質問票2へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号： 1 0 1 4
特例措置の名称：特定法人による農地取得事業
特例措置の内容：農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。

（農林水産省、評価・調査委員会共通の質問事項）

Q 3

構造改革特区の「法人農地取得事業」を活用できる場合、活用する考えはありますか。

1. 活用する考えがある
2. 活用する考えがない
3. よくわからない

御回答、誠にありがとうございました。

番号	1014
特定事業の名称	特定法人による農地取得事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。（農地法第3条第1項） 2. 法人による農地等の権利取得については、農地所有適格法人に限り認められている。（農地法第2条第3項、第3条第2項第2号）
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その区域内において、農地等（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する農地等をいう。）の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、当該構造改革特別区域において農業経営を行おうとする当該法人のうち①～③に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下「特定法人」という。）が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。 ①当該法人が、その農地等の所有権の取得後において4.の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。 ②当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③当該法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち、一人以上の者が特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 2. 認定の日以降、地方公共団体が構造改革特別区域内にある農地等について、認定を受けた構造改革特別区域計画に基づいて特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は1. ①の契約に基づいて所有権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しない。 3. 農業委員会は、1. の農地法第3条第1項の許可をする場合には、同条第5項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。 4. 農業委員会は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を、地方公共団体に対し、通知するものとする。 ①当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合。 ②当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合。 ③当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合。 ④当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合。

1014 特定法人による農地取得事業

1. 特例を設ける趣旨

農業の担い手不足や農地等の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域における農地等の有効利用、地域農業及び地域経済の活性化を図るため、農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする農地法の特例措置を講じます。

2. 特例の概要

地方公共団体が農地等（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第24条第1項に定める農地等をいう。）の効率的な利用を図る上で①農業の担い手が著しく不足しており、かつ、②従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他効率的な利用を図る必要がある農地の面積が著しく増加するおそれがあることから、構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため、農地所有適格法人（農地法第2条第3項）以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要と認めて構造改革特別区域の認定を受けた時は、認定の日以降、一定の要件を満たす法人が地方公共団体から農地等の所有権を取得しようとする場合、構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（以下単に「農業委員会」という。）が農地法第3条第1項の許可をすることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）対象区域

対象区域は、法第24条第1項にあるとおり「農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがある」、「構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要」と認めた区域となります。

具体的には、遊休農地の面積割合、担い手の数、農業従事者の高齢化の状況、後継者の確保の見込み、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画をいいます。）が定められている場合はその内容など、地方公共団体の区域の状況や特性を総合的に考慮して定めることとなります。

（２）特定法人の要件

○農地等の所有権を取得することができる特定法人は、以下の要件を全て満たしている必要があります。これらの要件を満たせば、法人形態や農業以外に行っている事業等に制約はありません。

- ① 農地等の所有権の取得後に、農業委員会から農地等を適正に利用していない等の通知（法第 24 条第 4 項）が行われた場合や、地方公共団体が適正に利用していないと判断した場合に、地方公共団体に対して農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ② 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ③ 特定法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。

○特区計画の認定を受けるに当たっては、農林水産大臣の同意を得る必要があり、その際には、以下を満たすことが必要になります。

- ① 地域計画が定められている場合は、当該計画に特定法人が位置づけられている又は位置づけられる見込みがあること。
- ② 地域計画が定められていない場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。
 - ・ 農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。

○なお、要件の適合性を確認するための調査等は、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこととなります。

（３）対象となる農地等

対象となる農地等は、地方公共団体から所有権を取得するものに限りません。

また、地方公共団体が特区計画の認定前に他の目的で取得し保有している特区内の農地等についても対象になります。

（４）農業委員会の役割

- ① 農業委員会は、特定法人に対して農地法第 3 条第 1 項の許可をする場合には、法第 24 条第 3 項に基づき、当該特定法人に対して、毎年、農地等の利用の状況について農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付ける必要があります。当該報告については、農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則第 1 条に定めるところにより行うこととされています。

② 農業委員会は特定法人から上記①の報告を受けた場合、その内容を農林水産大臣に報告する必要があります。

③ 農業委員会は次のいずれかに該当する場合、その旨を地方公共団体に対し通知する必要があります。

イ) 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

ロ) 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

ハ) 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

ニ) 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

また、農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条の規定に基づき、法人の農地等の利用状況を随時監視し、不適正利用があった場合又はそのおそれがある場合には、農林水産大臣に報告する必要があります。

なお、法第 24 条第 4 項第 1 号の「農地等を適正に利用していない」場合としては、例えば次に掲げるような場合が該当します（詳細は、「構造改革特別区域法における法人農地取得事業の取扱について（令和 5 年 9 月 1 日経営第 1302 号。農林水産省経営局長通知）」を参照ください。）。

イ) 当該農地が遊休農地化している場合

ロ) 当該農地を農地以外のものにしようとしている場合（営農型太陽光発電を行う場合などに伴う一時転用を含む。）

ハ) 当該農地について、草刈り等の保安全管理は行われているものの、耕作の事業に供されていない期間が継続している場合（ブロックローテーションを実践する場合等の正当な理由がある場合を除く。）

4. 特区計画及び添付書類の記載等にあって特に留意すべき点

構造改革特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第 1 条の規定に基づき、施行規則様式第 1 に沿って記載してください。その際、特に以下の点に留意してください。

（１）構造改革特別区域計画について

○「4 構造改革特別区域の特性」に、農業の担い手が著しく不足していること及び遊休農地の面積が著しく増加するおそれがあるという地域特性が明らかになるよう、具体的に記載してください。例えば地域内における農

地等の利用状況や担い手の状況に関するデータ等を用いて記載することが考えられますが、参考となるデータ等を記載又は別紙として添付することも差し支えありません。

- 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」に、資機材等の生産要素及び営農作物の取引予定先（域内／域外を含む）、雇用（特に地域雇用）への影響、地元自治体の税収への効果、遊休農地の解消その他の事業が地域の経済社会に与える効果等について定量的に記載してください。

（2）別紙について

- 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」に、農地等の所有権を取得することが必要な法人の名称を記載してください。

- 「4 特定事業の内容」は以下の点に留意してください。

- ・取得する農地の所在地、面積、農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載してください。法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
- ・なお、営農型太陽光発電は、農地等の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下に繋がることを踏まえ、営農型太陽光発電に係る農地転用は認められないこととなっていますので留意して下さい。

（3）添付書類について

- 施行規則第1条第2号に定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
- 施行規則第1条第4号イ～ホに定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに作成してください。
- 施行規則第1条第4号ヘに定める書類は、債務負担行為に係る議会の議決があった予算書の関係部分の写し等、予算上の措置が講じられていることが把握できる書類の提出が必要となります。

（4）その他参考資料（内閣総理大臣が必要と認める書類）

- ・法人の定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書
- ・当該法人の業務執行役員等のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることを示す書類
- ・法人の役員等の住民票の写し（日本国籍を有しない者にあつては在留カード）

- ードその他在留資格を証する書類の写し)
- ・ 直近 3 事業年度の賃借対照表及び損益計算書
 - ・ 買戻し条項及び農地等を買戻す際は特定法人が原状回復の義務を負う旨の規定を含む契約書案
 - ・ 地域計画その他地域の農業における他の農業者との役割分担を示す書類
 - ・ 地域計画が策定されていない場合にあっては、上記に加え、以下の事項を示す書類
 - ① 特定法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況
 - ② 特定法人の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

※ 認定に当たって必要と認められる場合、これらの他にも参考となる資料を提出いただく場合があります。

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共 団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例 措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例 措置の所管 省庁	認定回
1	兵庫県	養父市	養父市法人農地取得特区	養父市の全域	本市における農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察される。このようなことから、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。 このため、本特例措置を活用することで、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。	1014	特定法人による農地取得事業	農林水産省	第61回

構造改革特別区域基本方針の改正について

- ① 構造改革特別区域基本方針の改正について・・・・・・・・・・ 1

構造改革特別区域基本方針の改正について

資料 3

■ 総合特別区域・国家戦略特別区域から構造改革特別区域に変更

基本方針別表 1 に追記

移行前特区制度	特定事業の名称	特例措置の内容	法令等	関係府省庁
総合特別区域	ガス融通事業（1143）	コンビナート地域内の事業者が、その製造するガスを当該コンビナート地域内の他の事業者に通ずることを、可能とする。	省令	経済産業省
国家戦略特別区域	構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業（2002）	小規模保育事業 B 型又は小規模保育事業 C 型の基準において、満三歳以上限定小規模保育事業の実施を可能とする。	府令	こども家庭庁
国家戦略特別区域	地方裁量型認可化移行施設設置事業（2003）	待機児童が多い都道府県が、独自の創意工夫の下、保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業としての事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設等について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図る。	通知	こども家庭庁

■ 自ら全国展開

基本方針別表 1 削除 別表 2 追記

特定事業の名称	特例措置の内容	法令等	関係府省庁
保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（1108）	水素ガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。	省令	経済産業省
燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109）	燃料電池自動車の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。	省令	経済産業省
液化ガスの容器における充てん率変更事業（1129-1(1112)）	高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。	省令	経済産業省

■ 令和 9 年 4 月 1 日に全国展開に係る措置をする予定

別表 1 別表 2 追記

特定事業の名称	特例措置の内容	法令等	関係府省庁
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	省令	こども家庭庁
児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）	児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合に、児童発達支援センターは、給食の外部搬入を行うことができる。	省令	こども家庭庁
公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）	地方公共団体が、公立幼保連携型認定こども園の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立幼保連携型認定こども園は、給食の外部搬入を行うことができる。	省令	こども家庭庁

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和8年6月30日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学名誉教授・客員教授
いざわ けんじ 伊澤 賢司	EY 新日本有限責任監査法人公認会計士
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域基本方針

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 8 年 3 月 31 日一部変更

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**(1) 基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 68 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。なお、評価・調査委員会は、効果的な調査審議等を行うため、必要に応じ、特区制度を担当する内閣府特命担当大臣の下で開催する有識者によるワーキンググループ（以下「WG」という。）に協力を求めることができる。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合

- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

以下のいずれかの場合。

- a 弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合
- b 弊害の有無にかかわらず、技術の動向、ニーズの変化又は制度の整備により、規制の特例措置を講ずる必要性が失われ、特例措置として存続させる合理性が認められない場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対

して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 48 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評

価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評

価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第 5 条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案

について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能等の強化に関する基本方針

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るため、法第47条の規定を踏まえ、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能等の強化を図るほか、法第10条の趣旨を踏まえ、新たな規制・制度改革や規制の特例措置の全国展開の実現に必要なデータ、事例等の収集や検証、先進的な取組の実現に必要な実証、地域における多様な関係者の連携促進に向けた情報発信やノウハウ支援など、地域のチャレンジを促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体

に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充としたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記 (1) ①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記 (1) ②と同様の取扱いを、その他のものについては上記 (1) ③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、

内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。